

2024.04.18 掲載



# 令和6年度業界別人材確保強化事業 (カスタマイズ支援) 支援団体募集要項

お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団  
企業支援部 企業支援課 企業連携係

住所 〒102-0072  
東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 11 階  
電話 03-5211-2395(平日 9時~17時)  
メール [dantaikadai@shigotozaidan.or.jp](mailto:dantaikadai@shigotozaidan.or.jp)  
WEB <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/kyouka.html>



# 目次

申込者情報の取扱いについて .....	1
(1) 利用目的 .....	1
(2) 個人情報の保護 .....	1
1 業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)の概要 .....	2
(1) 事業目的 .....	2
(2) 事業期間 .....	2
(3) 事業規模 .....	2
(4) 支援内容 .....	2
(5) 本事業の流れ .....	4
(6) 団体の役割 .....	4
2 申請要件 .....	5
(1) 支援団体の要件 .....	5
(2) 支援先企業の要件 .....	7
3 申請方法 .....	8
(1) 申請受付期間 .....	8
(2) 申請書類 .....	10
(3) 申請に関する注意事項 .....	11
4 支援団体の選定 .....	11
(1) 審査・選定方法 .....	11
(2) 選定にあたっての視点 .....	12
5 その他 .....	12
6 個別訪問について .....	12

## 1 申込者情報の取扱いについて

### (1) 利用目的

- ① 本事業の事務連絡や運営管理・統計分析
  - ② 本事業の普及啓発
  - ③ 各種事業案内等の送付
- ※ 上記③を辞退される方は、表紙記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

### (2) 個人情報の保護

提出された書類等に含まれる個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」「公益財団法人東京しごと財団個人情報保護基本方針」およびその他の関係法令に基づいて管理します。

# 1 業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)の概要

## (1) 事業目的

労働力人口の減少や高齢化を背景に、中小企業の慢性的な人手不足は続いており、大きな経営課題となっています。中小企業の人材確保に当たっては、業種や業態により特有の課題を抱えていることから、業界内の企業の状況に精通し、企業とのネットワークを有している業界団体(以下「団体」という。)を通じた支援が効果的です。

業界別人材確保強化支援事業(カスタマイズ支援)(以下「本事業」という。)では、採用や育成・定着等の人材確保及び人材課題解決のためのデジタル活用・DX 推進に資する支援メニューを用意し、団体の希望やニーズに応じて内容をカスタマイズして提供することで、業界全体の人材確保を図ることを目的としています。

## (2) 事業期間

令和6年(2024年)9月～令和8年(2026年)3月末まで

## (3) 事業規模

15団体

## (4) 支援内容

各業界団体が抱える人材確保の課題に沿ってカスタマイズした支援を提供いたします。

※ すべての支援は無料です。

※ 本事業は、株式会社パソナが運営事務局を務めます。

事務局名称:業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)運営事務局

【支援内容(表1)】

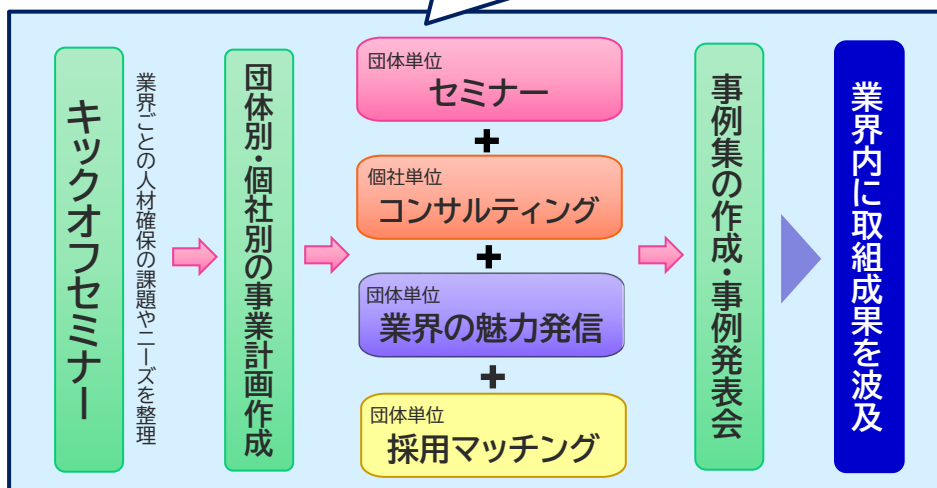
支援項目	概要
キックオフセミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体単位で1回実施</li> <li>・ 業界が抱える人材確保の現状や課題について、支援先企業と共有</li> <li>・ 支援内容について理解を深めることで、本事業への参加意欲を醸成</li> </ul>
セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体単位で2回実施</li> <li>・ 団体ごとの課題や目的に合わせたテーマで実施</li> </ul>
コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体が選定した支援先企業10社～20社を対象に実施</li> <li>・ 個社別に事前ヒアリングを実施し、課題を整理した上で支援計画を立案</li> <li>・ 目的達成に向けて伴走型のコンサルティングを実施</li> <li>・ コンサルティング内容の区分               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 採用・定着に関する内容(5回/1社)</li> <li>② ①を実施した支援先企業の中から最大10社を対象とした人材課題解決のためのデジタル活用・DX推進に関する内容(4回/1社)</li> </ul> </li> </ul>
業界PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体単位で作成</li> <li>・ 業界PR冊子または業界PR動画</li> </ul>
採用マッチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体単位での採用マッチングを支援</li> <li>・ 合同企業説明会、交流会、ウェビナー説明会、職場見学、学校説明会等の開催</li> </ul>
事例集の作成・事例発表会	取組内容をまとめた事例集を作成し、成功事例やノウハウを業界内に波及

事業全体のイメージ

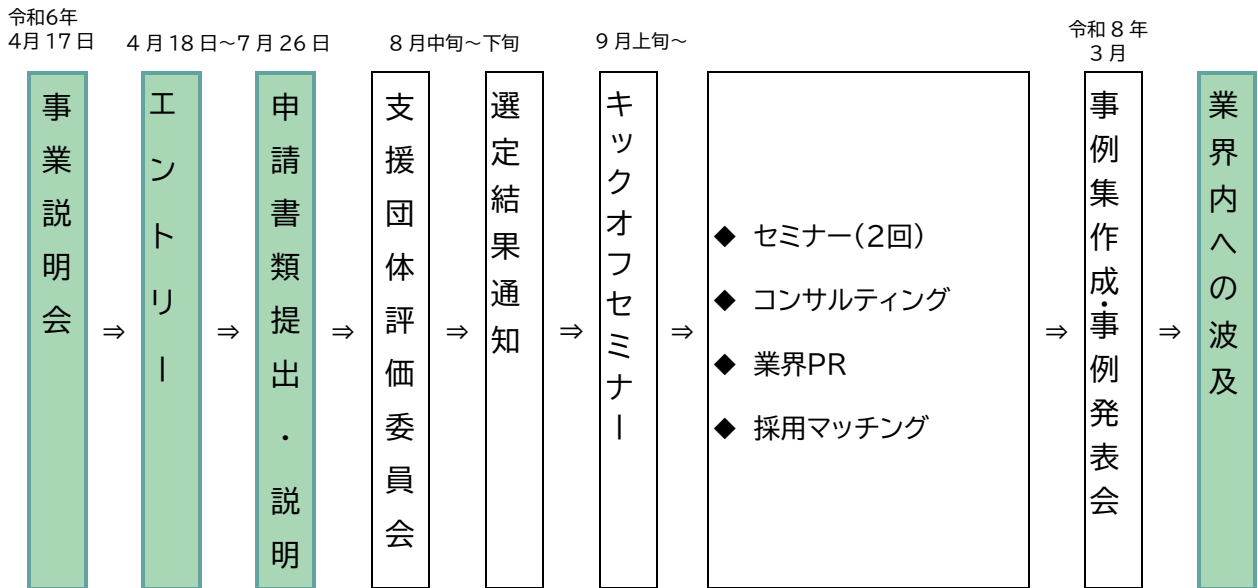
<セミナー・コンサルティングのテーマ設定例>

- 採用、定着のノウハウ習得
- 多様な人材活用
- テレワーク、副業・兼業の推進
- デジタル広報力強化
- SNS等を活用した採用ノウハウ
- 人事担当者のDX化推進

】 コンサルティングでは、採用・定着の内容(5回)とは別枠で4回実施(社数の制限あり)



## (5) 本事業の流れ



## (6) 団体の役割

本事業における団体の役割は下記のとおりです。

各支援の実施にあたっては、運営事務局が団体並びに支援先企業の人材確保の現状やニーズについてヒアリングを重ねながら進めていきます。

- ① 支援先企業の選定(10社以上～20社以内)<sup>※</sup>
- ② 支援先企業との連絡調整
- ③ 各支援メニューを実施するにあたっての調整・協力
- ④ 業界PR冊子・動画を業界内で活用するための取組の実施
- ⑤ 本事業での取組事例を業界内に波及させる取組の実施 等

※ 「2 申請要件(2)支援先企業の要件」を満たす企業を選定してください。

### 申請書類提出までに対応が必要な事項

- 業界を取り巻く人材確保の現状・課題・ニーズの整理
- 支援先企業の募集・選定
- 本事業での目標設定
- 団体内における本事業の成果の波及・啓発の取組の検討
- エントリー・・・令和6年7月12日(金)まで
- 来所予約・・・令和6年7月24日(水)まで

申請書類に反映  
いただく内容です

## 2 申請要件

### (1) 支援団体の要件

次の①～⑩の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、事業協同組合等であること
- ② 業種別の中小企業等で構成される業界団体で、構成員(会員、組合員等)の5割以上が中小企業であること。
- ③ 都内全域を活動範囲とし、都内に住所または主たる事業所があること
- ④ 「令和5年度業界別人材確保オーダーメイド型支援事業(オーダーメイド支援)」の支援団体でないこと
- ⑤ 法令等を遵守していること
  - (ア) 過去5年間に重大な法令違反がないこと
  - (イ) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと
  - (ウ) 納期の到来している法人都民税及び法人事業税を完納していること
  - (エ) 申請時から遡って1年間に財団または東京都等との委託契約等における契約違反がない者
  - (オ) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)別表1号に該当するとして(事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でない者
  - (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと
- ⑥ 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること
  - (ア) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした者(債権者を除く)又は手続きの開始決定がされた債務者
  - (イ) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者(債権者を除く)又は再生手続きの開始決定がされた債務者
  - (ウ) 破産法に基づく破産手続きの申立てをした者(債権者を除く)又は同破産手続きの開始決定を受けた者
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと
- ⑨ 従業員の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること
- ⑩ 事業説明会に参加していること

なお、以下の要件①～④に該当した場合は、書面審査の対象から除外します。

- ① 申請書類に虚偽の記載があった場合
- ② 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 上記(1)支援団体の要件を満たさなくなった場合
- ④ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## (2) 支援先企業の要件

支援先企業の選定にあたっては、次の①～⑨の要件をすべて満たしていることが必要です。

なお、団体自らが支援の対象となることを希望する場合は、支援先企業とみなすことができます。

- ① 東京都内に本社・本店又は主たる事務所・事業所がある企業等で、常時使用する従業員数・職員数が300人以下、または資本金3億円以下の企業等であること
- ② 上記(1)の団体に、会員、組合員等として所属している中小企業等や、団体に所属していないものの、同一業界内の中小企業等であること
- ③ 法令等を遵守していること
  - (ア) 過去5年間に重大な法令違反がないこと
  - (イ) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと
  - (ウ) 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること
  - (エ) 申込み時から遡って1年間に財団または東京都等との委託契約等における契約違反がない者
  - (オ) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)別表1号に該当するとして(事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でない者
  - (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと
- ④ 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること
  - (ア) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした者(債権者を除く)又は手続きの開始決定がされた債務者
  - (イ) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者(債権者を除く)又は再生手続きの開始決定がされた債務者
  - (ウ) 破産法に基づく破産手続きの申立てをした者(債権者を除く)又は同破産手続きの開始決定を受けた者
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと
- ⑦ 従業員の採用にあたっては、公正な採用選考を行っていること
- ⑧ 「令和5年度業界別人材確保オーダーメイド型支援事業(オーダーメイド支援)」の支援先企業として支援中の企業でないこと
- ⑨ 本事業に最後まで取り組む意欲のある企業であること



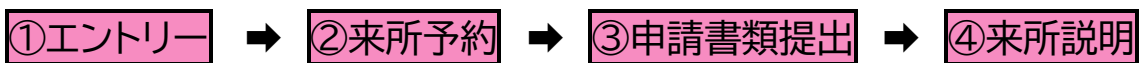
## 3 申請方法

### (1) 申請受付期間

#### 令和6年4月18日(木)～7月26日(金)

- ※ 来所による申請内容の説明(ヒアリング)を以て受付完了となります。
- ※ 来所日の2営業日前までに申請書類を提出してください。
- ※ 上記期間外の受付は一切行いません。

#### ◆ 受付完了までの流れ



申請予定団体へのフォローを行うため、必ずエントリーをお願いします。

- ① エントリー：令和6年4月18日(木)～7月12日(金)まで
- ② 来所予約：同上 ～7月24日(水)まで
- ③ 申請書類提出：同上 ～7月24日(水)まで
- ④ 来所説明：同上 ～7月26日(金)まで

#### ① エントリー

- ◆ 下記事業ウェブサイト内のエントリーフォームから必要事項を登録してください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/kyouka.html>

- (1) 団体名
- (2) 団体所在地
- (3) 担当者連絡先(担当者名・部署・電話番号・メールアドレス)



#### ② 来所予約

- ◆ 来所説明の予約枠は、平日 10 時から 11 時、13 時から 16 時(最終が 16 時開始)です。
- ◆ 所要時間は1時間です。あらかじめ、電話またはメールでご希望日・時間をお知らせください。

電話:03-5211-2395(平日 9 時～17 時)

メール:[dantaikadai@shigotozaidan.or.jp](mailto:dantaikadai@shigotozaidan.or.jp)

- ※ 予約状況を踏まえて日程調整を行いますので、希望の日程に沿えない場合もございます。
- ※ 「令和6年度業界別人材確保強化事業(団体独自取組支援)」の同時申請をされる場合は、予約時にお伝えください。
- ※ 7月22日(月)以降は予約が混み合うことが想定されますので、計画的な提出をお願いします。

### ③ 申請書類提出

#### ◆ 提出方法

## 電子 または 郵送

来所日の2営業日前までに到着するように提出してください。

7月26日(金)が来所日の場合には、7月24日(水)が到着期限となります。

#### ➤ 電子での提出先

来所予約受付時に URL を案内します。

#### ➤ 郵送での提出先

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 11 階  
(公財)東京しごと財団 企業支援部 企業支援課 企業連携係 宛

### ④ 来所説明

- ◆ 事前に提出いただいた申請書類の内容をご説明いたします。
- ◆ お手元用に申請書類一式の控えをご持参の上、下記への**来所**をお願いします。(郵送の場合の提出先と同一です)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 11 階  
(公財)東京しごと財団 企業支援部 企業支援

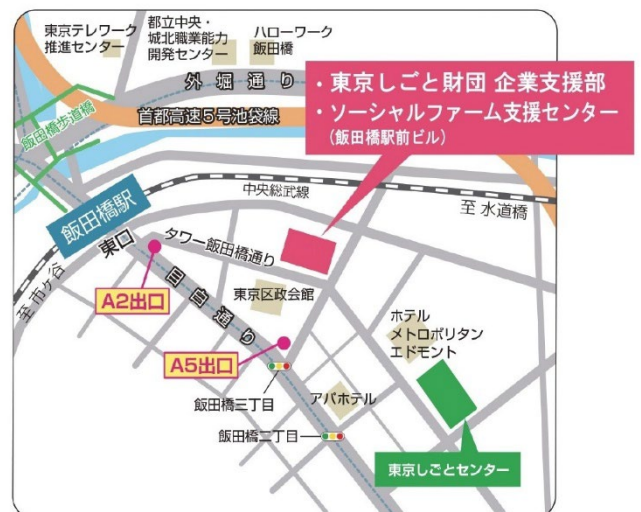
#### <交通のご案内>

最寄り駅:飯田橋駅

●JR 中央・総武線=東口より徒歩 3 分

●東京メトロ都営大江戸線・有楽町線・南北線=A2 出口より徒歩 2 分

●東京メトロ東西線=A5 出口より徒歩 1 分



## (2) 申請書類

書類名称		備考
①	様式1	令和6年度業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)申請書 ・代表者印を押印してください。 ※代表者名が自署の場合は押印不要
②	様式2	団体概要 ・申請要件を確認のうえ、「その他確認事項」欄にチェックを記入してください。
③	様式3	業界の雇用情勢、会員企業への支援実績
④	様式4	本事業の推進に向けた計画
⑤	様式5	支援先企業の選定
⑥	様式6	支援先企業一覧
⑦	様式7	令和6年度業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)参加申込書 ・選定企業全社分 ・各社の代表者印を押印してください。※代表者名が自署の場合は押印不要
⑧	—	パンフレット等団体の概要がわかる資料
⑨	—	団体の直近3期分の財務諸表一式 ・連結決算を行っている場合は単体及び連結決算両方の財務諸表一式
⑩	—	団体の履歴事項全部証明書(写し可) ・発行日から3か月以内のもの
⑪	—	団体の印鑑登録証明書(写し可) ・発行日から3か月以内のもの※様式1の代表者名が自署の場合は提出不要

※⑦の提出が難しい場合はご相談ください。

➤ 様式は下記ウェブサイトからダウンロードできます。(令和6年4月18日掲載開始)

東京しごと財団 雇用環境整備事業

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/kyouka.html>

### (3) 申請に関する注意事項

- ◆ 来所説明後は、申請書等の追加提出、差し替えはできません。ただし、財団から追加書類及び差し替えの提出を求める場合にはその限りではありません。
- ◆ 提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
- ◆ 申請書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- ◆ 申請書類の作成、申請、支援先企業の募集・選定にかかる経費等は、申請団体の負担となります。

～同時募集している下記2つの助成金を申請する場合の注意～

- ・令和6年度業界別人材確保強化事業(団体独自取組支援)
- ・業界別人材確保強化緊急支援事業

上記2つの助成金の申請の要件として、過去に財団が実施した下記の団体支援事業の取組実績がない団体は、本事業(「令和6年度業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)」)の申請が必須になっております。

- 「団体課題別人材力支援事業」
- 「団体別採用カスパイラルアップ事業」
- 「業界別人材確保支援事業」
- 「業界別人材確保オーダーメイド型支援事業」

なお、上記4事業の取組実績のない団体が令和6年度業界別人材確保強化事業(団体独自取組支援)または業界別人材確保強化緊急支援事業の助成団体に選定された場合には、本事業(「令和6年度業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)」)を最後まで受けていただくことが要件となりますのでご注意ください。

- ・ 令和6年度業界別人材確保強化事業(団体独自取組支援)のその他の申請要件については、「令和6年度業界別人材確保強化事業(団体独自取組支援)支援団体募集要項」を参照してください。
- ・ 業界別人材確保強化緊急支援事業のその他の申請要件については、「業界別人材確保強化緊急支援事業要項」を参照してください。

## 4 支援団体の選定

### (1) 審査・選定方法

- ◆ 提出された申請書類に基づき上記「2 申請要件」を満たしているかを確認したうえで、財団が設置する「業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)支援団体評価委員会」(以下「評価委員会」という。)において書面審査を行います。
- ◆ 評価委員会では提出された申請内容について、各委員が評価基準に基づき評価し、総合的に判断したうえで、15団体を選定します。各委員の評点の平均が、満点の60%に満たなかった場合は、選定の対象外とします。
- ◆ 評価委員会は非公開とし、選定内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

## (2) 選定にあたっての視点

選定にあたっての視点は概ね以下のとおりとし、総合的に判断したうえで選定します。

- ① 本事業の目的及び事業内容の理解、支援の必要性
- ② 事業目標、波及・啓発の取組
- ③ 支援先企業の選定方法
- ④ 本事業の実施体制、人材確保支援の実績
- ⑤ 個人情報管理、法令遵守体制

## 5 その他

本事業は、この募集要項のほか、「業界別人材確保強化事業実施要領」の定めるところに従って実施します。

## 6 個別訪問について

下記期間中、原則として各団体1回、個別訪問による支援内容の説明(30分～1時間程度)が可能です。会員企業に向けた内容にも対応しております。

個別訪問をご希望の場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

◆ **訪 問 期 間:令和6年4月22日(月)～7月12日(金)**

◆ **希望受付期間:7月5日(金)まで**

業界別人材確保強化事業(カスタマイズ支援)運営事務局

電 話:03-6633-3611(平日 9時～17時)

メール:customize@pasona.co.jp

※ オンラインでも対応可能です。

※ ご希望の日程に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以上